

目次

北陸信越運輸局編

| | |
|-------------|---|
| ■ 本書について | 2 |
| ■ 略語について | 3 |
| ■ 最近の主な改正概要 | 4 |

第1章 車両法

| | |
|---------------------|----|
| 1 目的・用語・自動車の種別 | 6 |
| 2 自動車の登録制度 | 9 |
| 3 保安基準 | 13 |
| 4 自動車の点検整備制度 | 15 |
| 5 自動車の検査制度 | 17 |
| 6 認証制度 | 24 |
| 7 指定制度（工場関係） | 35 |
| 8 指定制度（検査員関係） | 43 |
| 9 指定制度（保安基準適合証関係） | 45 |
| 10 指定制度（記録簿・罰則・変更届） | 62 |

第2章 保安基準

| | |
|-----------------|-----|
| 1 自動車の構造関係 | 71 |
| 2 自動車の装置一般 | 78 |
| 3 自動車の車体関係 | 83 |
| 4 自動車の室内関係 | 90 |
| 5 自動車の騒音・排ガス関係 | 99 |
| 6 自動車の灯火関係 | 99 |
| 7 警音器・後写鏡・速度計 他 | 111 |
| 8 テスタ等による機能維持確認 | 115 |

第3章 計算問題

| | |
|-----------|-----|
| 1 ブレーキ制動力 | 130 |
| 2 年度別計算問題 | 132 |

第4章 年度別試験問題

| | |
|-------------|-----|
| 1 令和5年度 第1回 | 147 |
| 2 令和5年度 第2回 | 157 |
| 3 令和4年度 第1回 | 167 |
| 4 令和4年度 第2回 | 179 |
| 5 令和3年度 第1回 | 189 |
| 6 令和3年度 第2回 | 201 |

第5章 暗記ノート

《法令の改正》

- ◎車両法：令和元年5月24日
法律第14号まで
- ◎施行規則：令和4年5月20日
国土交通省令第45号まで
- ◎点検基準：令和2年2月6日
国土交通省令第6号まで
- ◎審査規程：令和6年2月1日
第55次改正まで

本書について

本書は、北陸信越運輸局において令和3年度第1回から令和5年度までに行われた3年分（合計6回）の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の5つに区分してあります。

第1章 車両法（10区分）

第2章 保安基準（8区分）

第3章 計算問題（3年分／6回）

第4章 年度別試験問題（3年分／6回）

第5章 暗記ノート

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する

②選択式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択肢から選んで記号を記入する

③記述式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句または数値を記入する

本書では、①の○×式はそのまま、②及び③の穴埋め問題については全て記述式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R5.1]であれば、令和5年度第1回の試験問題、[R3.2]であれば令和3年度第2回の試験問題であることを示します。[R4.1/R4.2]の場合は、令和4年度第1回と令和4年度第2回に同じ問題が出題されていることを示します。

[R4.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法令の改正等があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き換えていることを示します。なお、本書は令和6年2月1日時点の法令を基準としています。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査事務規程」を収録しています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示しわかりやすく解説しています。

第4章の「年度別試験問題」は、令和5年度第1回から過去3年分（6回分）の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。なお、計算問題の計算式と正解については第3章に掲載しているため省略しています。

第5章の「暗記ノート」は、北陸信越運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。

保安基準・審査事務規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて、弊社発行の「自動車検査ハンドブック令和6年版」もしくは「自動車検査ハンドブックワイド令和6年版」（いずれも定価2,200円）、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和6年版」（定価3,000円）をご活用ください。

法令改正について：基本的に令和6年2月1日時点での法令に対応しています。
したがって、2月以降の法令改正については、御注意ください。

◎本書の内容に訂正がある場合は、弊社のホームページに掲載致します。

株式会社公論出版 ホームページ 書籍サポート/訂正

URL : https://kouronpub.com/book_correction.html または右の二次元コードよりご確認ください。



本書の内容で分からないことがありましたら、**必要事項を明記の上**、下記のいずれかの方法でお問い合わせください。なお、**お電話での問い合わせは受け付けておりません**。

本書籍に関するお問い合わせ

| | | | | |
|---|--|--|---|--|
|  | <p>inquiry@kouronpub.com</p>  | <p>問合せフォーム</p>  |  | <p>03-3837-5740</p> <p>必要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の氏名とフリガナ ・FAX番号（FAXの場合のみ） ・書籍名 ・該当ページ数 ・問合せ内容 |
|---|--|--|---|--|

※お問い合わせは**本書の内容に限り**ます。また、回答までに時間がかかる場合がございます。必要事項に記載漏れ等があるとお答えできかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※キャリアメールをご使用の場合は、必ず事前に受信設定をご確認の上、上記メールアドレスの受信設定を行ってからご連絡ください。

令和6年4月 編集部

略語について

◎本書では、法令等の名称を次の略語により表記しています。

| 略語 | 法令、通達名 |
|------------------|--|
| 車両法 | 道路運送車両法 |
| 自賠法 | 自動車損害賠償保障法 |
| 施行規則 | 道路運送車両法施行規則 |
| 認定規則 | 優良自動車整備事業者認定規則 |
| 指定規則 | 指定自動車整備事業規則 |
| 点検基準 | 自動車点検基準 |
| 保安基準 | 道路運送車両の保安基準 |
| 実施要領 | 自動車検査業務等実施要領について（依命通達） |
| 審査規程 | 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 |
| 整備事業の取扱い | 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達） |
| 保適の有効期間と自賠保険の取扱い | 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて |
| 保適再交付の取扱い | 保安基準適合証等の再交付の取扱いについて |
| 校正の取扱い | 指定自動車整備事業規則第12条の規定に基づく校正に係る取り扱いについて |
| 自動車部品の取扱い | 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取り扱いについて（依命通達） |
| 検査機器の取扱 | 自動車検査用機械器具の構造と取扱 |
| 光吸収係数の測定方法 | 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法 |
| 走行距離計表示値記載に係る取扱い | 指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取り扱いについて |

最近の主な改正概要 (令和5年2月～令和6年2月)

◆審査規程◆

◎第51次改正 [令和5年9月1日施行]

1. 直前及び側方の視界

乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車に、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できる、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないこととし、審査方法等が追加規定された。

2. 保安基準に適合しない不適切な補修方法の追加

新たに、前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているものは保安基準に適合しない、とした。

◎第49次改正 [令和5年3月31日施行]

1. 走行用前照灯・すれ違い用前照灯の灯火色の基準の強化

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車について、走行用前照灯点灯時にすれ違い用前照灯が点灯している場合、「同時に点灯する」全てが同一であること、と改正された。

2. 前部霧灯の灯火色の基準の明確化

前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、「同時に点灯する」全てが同一であること、と改正された。

3. 二輪自動車に備える配光可変型前照灯の点灯の基準

二輪自動車の原動機が作動している場合、走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯のいずれかが常に点灯している構造であること、と改正された。

4. 方向指示器の要件緩和

大型貨物自動車等の両側面に備える方向指示器について、両側面の前部に備えるものを除き、両側面に 3 個ずつ備える独立した方向指示器に代えて、方向指示器と同時に点滅する側方灯を両側面にそれぞれ 3 個以上備えていけばよいこと、と改正された。

1. 目的・用語・自動車の種別

| | |
|-----------------|---|
| 1. 車両法の目的 | 6 |
| 2. 用語の定義 | 6 |
| 3. 自動車の種別（法令） | 7 |
| 4. 自動車の種別（別表第1） | 7 |

2. 自動車の登録制度

| | |
|-------------------|----|
| 1. 登録の一般的効力 | 9 |
| 2. 新規登録の申請 | 9 |
| 3. 自動車登録番号標の封印等 | 10 |
| 4. 変更登録 | 11 |
| 5. 永久抹消登録 | 11 |
| 6. 自動車登録番号標の表示の義務 | 12 |
| 7. 登録事項等証明書等 | 12 |
| 8. 車台番号等の打刻 | 12 |
| 9. 打刻の塗まつ等の禁止 | 13 |
| 10. 臨時運行 | 13 |

3. 保安基準

| | |
|---------|----|
| 1. 保安基準 | 13 |
|---------|----|

4. 自動車の点検整備制度

| | |
|--------------|----|
| 1. 点検及び整備の義務 | 15 |
| 2. 定期点検整備 | 15 |
| 3. 整備命令 | 17 |

5. 自動車の検査制度

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 自動車の検査及び自動車検査証 | 17 |
| 2. 新規検査 | 17 |
| 3. 自動車検査証の有効期間 | 18 |
| 4. 自動車検査証の有効期間の起算日 | 19 |
| 5. 継続検査 | 20 |
| 6. 自動車検査証の備付けと検査標章の表示 | 21 |
| 7. 自動車検査証記録事項の変更 | 21 |
| 8. 自動車検査証等の再交付 | 22 |
| 9. 予備検査 | 22 |
| 10. 限定自動車検査証 | 22 |
| 11. 自動車部品を装着した場合の取扱い | 23 |

6. 認証制度

| | |
|----------------|----|
| 1. 特定整備事業の種類 | 24 |
| 2. 認証 | 25 |
| 3. 対象とする自動車の種類 | 25 |
| 4. 認証基準 | 26 |
| 5. 特定整備の定義 | 27 |
| 6. 特定整備事業者の変更届 | 30 |
| 7. 特定整備事業者の標識 | 31 |
| 8. 特定整備事業者の義務 | 31 |

| | |
|------------------|----|
| 9. 特定整備記録簿 | 31 |
| 10. 特定整備事業者の遵守事項 | 33 |
| 11. 整備主任者 | 34 |

7. 指定制度（工場関係）

| | |
|---------------------|----|
| 1. 優良自動車整備事業の認定 | 35 |
| 2. 指定自動車整備事業の指定 | 36 |
| 3. 指定工場の設備、技術及び管理組織 | 37 |
| 4. 検査の設備の基準 | 40 |
| 5. 作業場等の基準の解釈 | 41 |
| 6. 対象自動車の指定 | 41 |
| 7. 検査用機器の校正 | 42 |

8. 指定制度（検査員関係）

| | |
|--------------|----|
| 1. 自動車検査員の選任 | 43 |
| 2. 自動車検査員の兼任 | 44 |
| 3. 自動車検査員の研修 | 44 |

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

| | |
|------------------------------------|----|
| 1. 指定事業者による保安基準適合証等の交付 | 45 |
| 2. 指定事業者による点検の基準 | 46 |
| 3. 自動車検査員による検査（検査等の基準） | 48 |
| 4. 自動車検査員による証明 （一時抹消登録車の取扱い） | 50 |
| 5. 自動車検査員の服務 | 51 |
| 6. 自動車検査員の作業区分 | 51 |
| 7. 保安基準適合証等の有効期間 | 52 |
| 8. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い （現車提示の省略） | 52 |
| 9. 保安基準適合標章の表示 | 53 |
| 10. 保安基準適合証等の取扱い（記載方法） | 54 |
| 11. 保安基準適合証等の取扱い （不正使用の防止等） | 55 |
| 12. 走行距離計表示値の取扱い | 57 |
| 13. 保安基準適合証の取扱い （最終の検査申請日） | 58 |
| 14. 自賠責保険証明書の提示 | 61 |
| 15. 限定保安基準適合証 | 61 |

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

| | |
|----------------------------------|----|
| 1. 指定整備記録簿（記載事項・保存期間） | 62 |
| 2. 指定整備記録簿（記載要領） | 63 |
| 3. 指定事業者への罰則の適用 （電磁的記録の作成・保存） | 64 |
| 4. 指定事業者への罰則の適用 | 64 |
| 5. 登録自動車に対する強制執行等 | 65 |
| 6. 不正使用等の禁止 | 65 |
| 7. 不正改造等の禁止 | 66 |
| 8. 「ニューサービス」の導入の促進 | 66 |

◆車両法◆第46条（保安基準の原則）

1. 第40条から第42条まで、第44条及び前条の規定による保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準〔保安基準〕は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならない。かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。

4. 自動車の点検整備制度

1 点検及び整備の義務

【関係法令（参考）】

◆車両法◆第47条（使用者の点検及び整備の義務）

1. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

2 定期点検整備

【過去出題例】

▪ 事業用自動車

1. 車両総重量5tの貨物自動車運送事業用の小型自動車は、定期点検を6月ごとに実施しなければならない。〔R3.2〕
2. 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8t以上の自家用自動車は、3月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。〔R3.1〕
3. 自動車点検基準第2条第1項第1号に定める技術上の基準（事業用自動車等の定期点検基準をいう。）における定期点検において、制動装置のブレーキ・チャンバの「ロッドのストローク」に係る点検は3ヶ月ごとに実施する。〔R4.2〕
4. 自動車点検基準第2条第1項第1号に定める技術上の基準（事業用自動車等の定期点検基準）における定期点検において、バッテリーのターミナル部の接続状態に係る点検は12ヶ月ごとに実施する。〔R5.1〕

▪ 自家用乗用自動車

5. 自動車点検基準において、自家用乗用自動車（レンタカー除く。）におけるパワーステアリング装置のベルトの緩み及び損傷は、2年ごとに点検しなければならない。〔R3.2〕
6. 自動車点検基準第2条第1項第5号に定める技術上の基準（自家用乗用自動車の定期点検基準）における定期点検において、「ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷」の点検は1年ごとに実施することとされている。〔R5.2〕
7. 自家用乗用自動車の1年ごとの定期点検について、点火プラグがイリジウム・プラグであったため、点火プラグの状態を確認しなかった。〔R3.1〕
8. 自動車点検基準における自家用乗用自動車の定期点検基準において、道路運送車両法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあっては、2年目の点検は別表第6の1年ごとの欄に掲げるものとなり、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げるものとなる。

〔R4.1〕

- ◎正解 1…×（6月⇒3月）：2…○：3…○：4…×（12ヶ月⇒3ヶ月）：5…×（2年⇒1年）：6…×（1年⇒2年）：7…○：8…○

[関係法令]

◆車両法◆第 48 条 (定期点検整備)

1. 自動車 (小型特殊自動車を除く) の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令 [点検基準第 2 条] で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- (1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量 8 t 以上の自家用自動車その他の国土交通省令 [点検基準第 3 条] で定める自家用自動車… 3 月
- (2) 道路運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車 (国土交通省令 [点検基準第 3 条] で定めるものを除く)、同法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車 [レンタカー] その他の国土交通省令 [点検基準第 3 条] で定める自家用自動車 (前号に掲げる自家用自動車を除く) … 6 月
- (3) 前 2 号に掲げる自動車以外の自動車… 1 年

◆点検基準◆第 2 条 (定期点検基準)

1. 法第 48 条第 1 項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第 48 条第 1 項第 1 号に掲げる自動車 (被牽引自動車を除く) …… 別表第 3
 ▷制動装置のブレーキ・チャンパのロッドのストロークの点検は 3 月ごとに行う。
 ▷バッテリーのターミナル部の接続状態の点検は 3 月ごとに行う。
- (2) 法第 48 条第 1 項第 1 号に掲げる自動車 (被牽引自動車に限る) … 別表第 4
- (3) 法第 48 条第 1 項第 2 号に掲げる自動車 (二輪自動車を除く) …… 別表第 5
- (4) 法第 48 条第 1 項第 2 号に掲げる自動車 (二輪自動車に限る) …… 別表第 5 の 2
- (5) 法第 48 条第 1 項第 3 号に掲げる自動車 (二輪自動車を除く) …… 別表第 6
 ▷パワー・ステアリング装置のベルトの緩み及び損傷の点検は 1 年ごとに行う。
 ▷ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷の点検は 2 年ごとに行う。
 ▷法第 61 条第 2 項の規定により自動車検査証の有効期間を 3 年とされた自動車にあっては、2 年目の点検は 1 年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3 年目の点検の基準は 2 年ごとの欄に掲げるものとする。
 ▷点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、点火プラグの状態の点検を行わなくてもよい。
- (6) 法第 48 条第 1 項第 3 号に掲げる自動車 (二輪自動車に限る) …… 別表第 7

◆点検期間のまとめ (編集部) ◆ ※詳細は 67 ページにも記載しています

| 自動車の種類 | 定期点検の基準と点検の間隔 | |
|---|---------------|----------------------|
| ①自動車運送事業用 (貨物軽自動車運送事業を除く) の自動車 ▷軽自動車旅客運送事業用を含む。 | 被牽引自動車を除く | 別表第 3 (3 月ごと) |
| ②乗車定員 11 人以上の自家用バス | | |
| ③車両総重量 8 t 以上の自家用自動車 | 被牽引自動車に限る | 別表第 4 (3 月ごと) |
| ④貨物運送用の普通・小型自動車のレンタカー | | |
| ⑤幼児専用車及び特種用途の普通・小型自動車のレンタカー | | |
| ①車両総重量 8 t 未満の貨物運送用の自家用普通・小型自動車 ②乗車定員 10 人以下の幼児運送専用の自家用普通・小型自動車 ③車両総重量 8 t 未満の特種用途の自家用普通・小型自動車 ④車両総重量 8 t 未満の自家用大型特殊自動車 ⑤乗車定員 10 人以下の乗用の普通・小型・検査対象軽自動車のレンタカー ⑥貨物運送用の検査対象軽自動車のレンタカー | | 別表第 5 (6 月ごと) |
| ①二輪自動車のレンタカー | | 別表第 5 の 2 (6 月ごと) |
| ①自家用乗用自動車 ②貨物運送用の自家用検査対象軽自動車 ③特種用途の自家用検査対象軽自動車 ④貨物軽自動車運送事業用検査対象軽自動車 | | 別表第 6 (1 年ごと) |
| ①小型二輪自動車 ②軽二輪自動車 | | 別表第 7 (1 年ごと) |

本章では、製作年月の記載が無い場合、全て令和2年4月1日製作車としている（第4章においても同じ）。なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1. 自動車の構造関係

| | |
|-----------------|----|
| 1. 用語の定義 | 71 |
| 2. 不適切な補修等 | 73 |
| 3. 長さ、幅及び高さ | 74 |
| 4. 最低地上高 | 75 |
| 5. 車両総重量・軸重・輪荷重 | 76 |
| 6. 安定性 | 77 |
| 7. 接地部及び接地圧 | 78 |

2. 自動車の装置一般

| | |
|----------------|----|
| 1. 原動機及び動力伝達装置 | 78 |
| 2. 速度抑制装置 | 79 |
| 3. 走行装置 | 80 |
| 4. 施錠装置等 | 81 |
| 5. 燃料装置 | 82 |
| 6. 電気装置 | 82 |

3. 自動車の車体関係

| | |
|---------------|----|
| 1. 車枠及び車体 | 83 |
| 2. 車体表示 | 86 |
| 3. 巻込防止装置 | 86 |
| 4. 突入防止装置 | 87 |
| 5. 前部潜り込み防止装置 | 89 |

4. 自動車の室内関係

| | |
|------------------|----|
| 1. 乗車装置 | 90 |
| 2. 運転者席 | 90 |
| 3. 座席ベルト | 91 |
| 4. 座席ベルト非装着時警報装置 | 93 |
| 5. 頭部後傾抑止装置 | 93 |
| 6. 立席 | 94 |
| 7. 乗降口 | 95 |
| 8. 非常口 | 96 |
| 9. 物品積載装置 | 96 |
| 10. 窓ガラス貼付物等 | 97 |

5. 自動車の排ガス関係

| | |
|----------------------|----|
| 1. 排出ガス等の発散防止装置（排気管） | 99 |
|----------------------|----|

6. 自動車の灯火関係

| | |
|-------------------|-----|
| 1. すれ違い用前照灯 | 99 |
| 2. 前部霧灯 | 100 |
| 3. 車幅灯 | 102 |
| 4. 前部反射器 | 103 |
| 5. 側方反射器 | 103 |
| 6. 尾灯 | 104 |
| 7. 後部霧灯 | 104 |
| 8. 後部反射器 | 105 |
| 9. 大型後部反射器 | 106 |
| 10. 制動灯 | 106 |
| 11. 補助制動灯 | 107 |
| 12. 後退灯 | 108 |
| 13. 方向指示器・非常点滅表示灯 | 109 |
| 14. その他の灯火等の制限 | 110 |

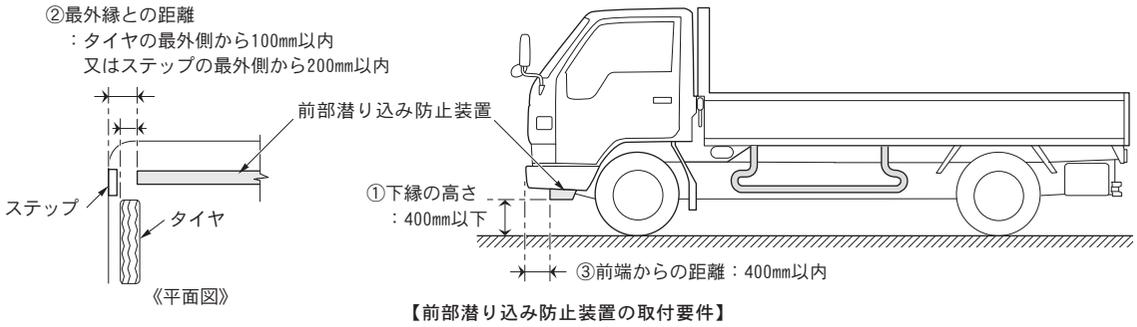
7. 警音器・後写鏡・速度計 他

| | |
|---------------|-----|
| 1. 警音器 | 111 |
| 2. 直前及び側方の視界 | 111 |
| 3. 速度計 | 113 |
| 4. 運行記録計 | 114 |
| 5. 緊急自動車 | 114 |
| 6. 道路維持作業用自動車 | 114 |
| 7. 自主防犯活動用自動車 | 115 |

8. テスタ等による機能維持確認

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスト） | 115 |
| 2. 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器） | 116 |
| 3. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等） | 116 |
| 4. 騒音防止装置（近接排気騒音の測定方法） | 118 |
| 5. CO・HCの濃度（CO・HCテスト） | 121 |
| 6. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器） | 124 |
| 7. 前照灯の明るさ及び照射方向 （前照灯試験機） | 126 |
| 8. 警音器の音の大きさ（騒音計等） | 128 |
| 9. 速度計の指度の誤差（速度計試験機） | 129 |

《車両総重量7.5t超》



4. 自動車の室内関係

1 乗車装置

【過去出題例】

1. 乗車定員が2名である二輪自動車の後部座席において、握り手及び足かけを有していなかったため不適合と判断した。[R4.2]
2. 乗車定員2名の小型二輪自動車における後部座席において、後部座席の者のための握り手は備え付けられていなかったが、足かけは備え付けられていたため基準に適合すると判断した。[R4.1]

◎正解 1…○：2…×

【関係法令】

◆審査規程◆7-40 乗車装置・要約

〔二輪自動車の後部座席〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

| |
|--------------------|
| 基準に適合するもの |
| 「握り手」及び「足かけ」を有するもの |

2 運転者席

【過去出題例】

1. 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、次の基準に適合するものでなければならない。[R5.1改]

運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ① m直径② cmの円柱をいう。）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。

- ア 当該自動車の前面から③ mの距離にある鉛直面
イ 当該自動車の前面から2.3mの距離にある鉛直面
ウ 自動車の左側面（左ハンドル車にあつては「右側面」）から0.9mの距離にある鉛直面
エ 自動車の右側面（左ハンドル車にあつては「左側面」）から0.7mの距離にある鉛直面

- ☑2. 最大積載量 1,000kg の小型貨物自動車について、運転者席と物品積載装置との間に隔壁や保護仕切を有していなかったが、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると判断し、適合とした。[R5.2]

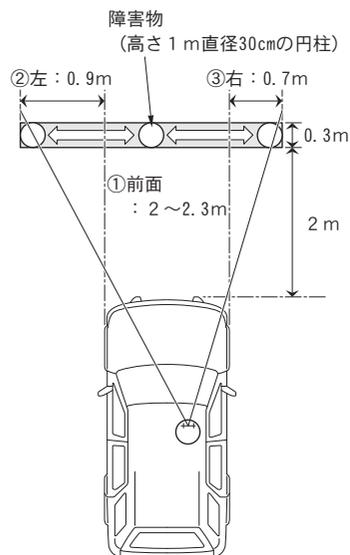
◎正解 1…①1/②30/③2：2…×

【関係法令】

◆審査規程◆7-41 運転者席・要約

【運転者席の視野】 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

| 基準が適用される自動車 (*1) | 確認すべき 障害物 | 障害物の確認範囲 | | |
|--|--|-------------|---------------------------|---------------------------|
| | | ①前面 | ②左 | ③右 |
| <ul style="list-style-type: none"> 乗車定員10人未満かつ車両総重量3.5t以下の普通自動車 小型自動車 乗車定員10人未満かつ車両総重量3.5tを超える乗用自動車 軽自動車 | 高さ1m直径30cmの円柱の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。 | 2m～ 2.3m | 左側面 から 0.9m (*2) | 右側面 から 0.7m (*2) |



- *1：二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。
*2：左ハンドル車は右側面から0.9m、左側面から0.7m。

【保護棒等が必要な運転者席】 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

| 区分 | 最大積載量 | 運転者席に必要となる装置 |
|-------------------------|---------|-------------------|
| 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車(路線バス) | — | 「保護棒」又は「隔壁」 |
| 貨物自動車 | 500kg以下 | 運転者席の背あてを保護仕切とみなす |
| | 500kg超 | 「隔壁」又は「保護仕切」 |

3 座席ベルト

【過去出題例】

- ☑1. 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席(7-42-1-2(1)のアからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。[R3.1改]

| 自動車の種別 | 座席の種別 | 座席ベルトの種別 |
|--|---|----------|
| (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの ア 乗車定員10人未満の自動車 | 運転者席その他の座席であって前向きのも(容易に折り畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。) | () |

◎正解 1…第二種座席ベルト

2. 年度別計算問題

1 令和5年度 第1回問題

【1】(表A)の自動車について、ブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ、(表B)の結果となった。この結果から(表C)の(ア)～(オ)に計算値を、(カ)～(ケ)に基準値を記入し、保安基準の適否を判定して、判定欄(コ)にある適否のいずれかに○を記載しなさい。(表Cの計算値は、小数点第3位以下を切り捨てること。)[改]

(注1) 前軸重に55kgを加えた値を、審査時車両状態における自動車の前軸重とみなす。

(注2) ブレーキ・テストのローラ上では、全ての車輪がロックしなかった。

(注3) 天候は晴れとし、ブレーキ・テストのローラは乾いた状態とする。

(表A)

| | |
|-------|---------|
| 前軸重 | 2,080kg |
| 後軸重 | 5,400kg |
| 定員 | 29名 |
| 最大積載量 | 0 kg |
| 車両総重量 | 9,075kg |
| 最高速度 | 110km/h |

(表B)

| 項目 | | 制動力 | |
|--------|----|--------|--------|
| | | 左輪 | 右輪 |
| 主ブレーキ | 前軸 | 8,030N | 9,615N |
| | 後軸 | 5,750N | 5,450N |
| 駐車ブレーキ | 後軸 | 7,865N | 6,920N |

(表C)

| 項目 | | 計算値 | 基準値 | 適否 |
|--------------------------|----------------------------------|----------|---------------|------------|
| 主制動装置 | 前輪 審査時車両状態における前軸重に対する左右輪の制動力差 | (ア) N/kg | (カ) N/kg以下 | (コ) 適・否 |
| | 後輪 審査時車両状態における後軸重に対する左右輪の制動力差 | (イ) N/kg | | |
| | 後輪 審査時車両状態における後軸重に対する後軸制動力 | (ウ) N/kg | (キ) N/kg以上 | |
| | 総和 審査時車両状態における車両重量に対する全制動力 | (エ) N/kg | (ク) N/kg以上 | |
| 審査時車両状態における車両重量に対する駐車制動力 | | (オ) N/kg | (ケ) N/kg以上 | |

解説

ア. 審査時車両状態における前軸重に対する左右輪の制動力差

①前軸における制動力の左右差は、表Bより次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の前軸左右差} = \text{主ブレーキ (前軸 右-左)} = 9615\text{N} - 8030\text{N} = 1585\text{N}$$

②審査時車両状態における前軸重は、表A及び(注1)より次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における前軸重} = \text{前軸重} + 55\text{kg} = 2080\text{kg} + 55\text{kg} = 2135\text{kg}$$

③以上の結果、審査時車両状態における前軸重に対する左右輪の制動力差は次のとおりとなる。

$$\text{ア} = \frac{\text{制動力の前軸左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{1585\text{N}}{2135\text{kg}} = 0.742\cdots\text{N/kg}$$

- ④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はこの場合「2…」である。これを切り捨てると、答えは「ア 0.74N/kg」となる。
判定基準値は「カ 0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.74N/kg」であることから、適否の判定は「適」となる。

イ. 審査時車両状態における後軸重に対する左右輪の制動力差

- ①後軸における制動力の左右差は、表Bより次のとおりである。
制動力の後軸左右差=主ブレーキ（後軸 左-右）=5750N-5450N=300N
②審査時車両状態における後軸重は表Aより5400kgである。
③以上の結果、審査時車両状態における後軸重に対する左右輪の制動力差は次のとおりとなる。

$$イ = \frac{\text{制動力の後軸左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{300\text{N}}{5400\text{kg}} = 0.055\cdots\text{N/kg}$$

- ④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はこの場合「5…」である。これを切り捨てると、答えは「イ 0.05N/kg」となる。
判定基準値は「カ 0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.05N/kg」であることから、適否の判定は「適」となる。

ウ. 審査時車両状態における後軸重に対する後軸制動力

- ①後軸の制動力は表Bより次のとおりである。
後軸制動力=主ブレーキ（後軸 左+右）=5750N+5450N=11200N
②審査時車両状態における後軸重は表Aより5400kgである。
③以上の結果、審査時車両状態における後軸重に対する後軸制動力は次のとおりとなる。

$$ウ = \frac{\text{後軸制動力}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{11200\text{N}}{5400\text{kg}} = 2.074\cdots\text{N/kg}$$

- ④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はこの場合「4…」である。これを切り捨てると、答えは「ウ 2.07N/kg」となる。
判定基準値は「キ 0.98N/kg以上」であり、計算値は「2.07N/kg」であることから、適否の判定は「適」となる。

エ. 審査時車両状態における車両重量に対する全制動力

- ①制動力の総和は表Bより次のとおりである。
制動力の総和=主ブレーキ（前軸 左+右）+（後軸 左+右）
=8030N+9615N+5750N+5450N=28845N
②審査時車両状態における自動車の重量は表A及び（注1）より次のとおりである。
審査時車両状態における自動車の重量=車両重量（前軸重+55kg+後軸重）
=2080kg+55kg+5400kg=7535kg
③以上の結果、審査時車両状態における車両重量に対する全制動力は次のとおりとなる。

$$エ = \frac{\text{制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における車両重量}} = \frac{28845\text{N}}{7535\text{kg}} = 3.828\cdots\text{N/kg}$$

- ④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はこの場合「8…」である。これを切り捨てると答えは「エ 3.82N/kg」となる。
判定基準値は、ブレーキ・テストのローラが乾いた状態であることから「ク 4.90N/kg以上」が適用される。計算値は「3.82N/kg」であることから、適否の判定は「否」となる。

本章では、問題文に製作年月日の記載が無い場合は、全て令和2年4月1日製作車として模範解答及び解説を収録している。

4-1 ▶令和5年度第1回 自動車検査員教習修了試問

《基礎法令関係》

【1】 次の各文は、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則に規定されているものです。各文の（ ）の中にあてはまる適切な字句を下枠の中から選び、その記号を記入しなさい。なお、同じ記号を複数回使用しても差し支えない。

1. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに (①) についての技術の向上を図り、併せて自動車の (①) 事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
2. この法律で「(②)」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。(以下、国土交通省令を抜粋する。)

| 自動車の種別 | 自動車の構造及び原動機 | 自動車の大きさ | | |
|--------|---|-------------|------------|-------------|
| | | 長さ | 幅 | 高さ |
| 小型自動車 | 四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車(軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。))にあっては、その総排気量が(③)ℓ以下のものに限る。) | 4.70m 以下 | (④)m 以下 | 2.00m 以下 |

4. 自動車の(⑤)は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、(⑤)の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、道路運送車両法第13条の規定による移転登録又は同法第15条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。
5. 自動車は、道路運送車両法第11条第1項(同条第2項及び同法第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣又は同法第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、(⑥)しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。
6. 自動車の使用者は、継続検査を申請しようとする場合において、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録の申請をすべき事由があるときは、(⑦)、その申請をしなければならない。
7. 自動車は、(⑧)を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより(⑨)を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。

◎保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、製作年月の記載が無い場合、令和2年4月1日製作車に適用される基準とします。

車両法

◆車両法の目的

1. この法律は、道路運送車両に関し、【①】についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに【②】についての技術の向上を図り、併せて自動車の【③】の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

◆用語の定義

2. この法律で「道路運送車両」とは、【①】、【②】及び軽車両をいう。
3. この法律で「自動車」とは、【①】により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する【②】以外のものをいう。
4. この法律で「【①】」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、【②】を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く）をいう。

◆自動車の種別（法令）

5. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、【①】、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【②】及び構造並びに原動機の種類及び【③】又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

◆自動車の種別（別表第1）

6. 小型自動車は、四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが長さ【①】m以下、幅【②】m以下、高さ【③】m以下に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（【④】を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く）にあっては、その総排気量が【⑤】ℓ以下のものに限る）である。

◆登録の一般的効力

7. 自動車（軽自動車、【①】及び二輪の小型自動車を除く）は、【②】に登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

◆自動車登録番号標の封印等

8. 封印の取り付けは、自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）の【①】面に取りつけた自動車登録番号標の【②】側の取り付け箇所に行うものとする。

1. ①所有権
②整備
③整備事業

2. ①自動車
②原動機付自転車

3. ①原動機
②原動機付自転車

4. ①運行
②道路運送車両

5. ①軽自動車
②大きさ
③総排気量

6. ①4.70
②1.70
③2.00
④軽油
⑤2.00

7. ①小型特殊自動車
②自動車登録ファイル

8. ①後
②左